

(案)

富山市保育施設の
再編及び民営化に関する基本方針

令和8年8月

富 山 市

第1章 本方針策定の背景及び目的.....	1
(1) 方針策定の背景.....	1
(2) 本方針の位置付け.....	2
第2章 市立保育施設を取り巻く現状と課題.....	3
2. 1 老朽化する市立保育施設の現状.....	3
(1) 市立保育施設の児童数と残存耐用年数.....	3
(2) 施設面の課題.....	5
2. 2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」.....	6
(1) これまでの児童数の推移.....	6
(2) 市立保育施設の定員充足状況.....	7
(3) 保育施設利用児童数の見込み（令和8年度～令和11年度）.....	7
(4) 少人数保育の課題.....	8
2. 3 限られた保育人材の適正な配置.....	11
(1) 保育士の有効求人倍率と市職員採用応募状況.....	11
(2) 国の配置基準見直しへ対応するための課題.....	11
第3章 保育施設の再編及び民営化に関する基本方針.....	12
3. 1 市立保育施設が担う役割と機能.....	12
(1) 市全体の「保育の質の向上」に必要となる市立保育施設.....	12
(2) 地域福祉の観点を重視した保育サービスの提供.....	12
3. 2 市立保育施設の適正配置に向けた方向性.....	13
(1) 再編（集約化）を検討する保育規模と流れ.....	13
(2) 再編手法.....	13
3. 3 市立保育施設の民営化のさらなる推進.....	15
(1) これまでの民営化の状況と成果.....	15
(2) 公私の保育施設における市の財政負担の違い.....	15
(3) 今後の民営化の方針.....	17

第1章 本方針策定の背景及び目的

(1) 方針策定の背景

全国的に少子化による人口減少や核家族化の進展、共働き世帯の増加などにより、保育を取り巻く環境は大きく変化している。

本市の就学前児童数（5歳以下）は減少傾向にあり、これに伴い令和2年度以降、保育所・認定こども園等の利用児童数も減少へと転じている。今後、市立保育施設においては、利用児童数の減少に伴う利用定員の縮小がますます進み、私立保育施設においては利用児童数の減少に伴う経営状況の悪化が懸念され、公私問わず市内全体の保育施設における安定的・持続的な運営が困難となることが予想される。

このほか、ハード面においては、建物の残存耐用年数が5年未満の市立保育施設が23か所（令和8年度時点）あり、今後さらなる老朽化の進行に伴い、修繕や大規模改修による対応が必要となることが見込まれる。

さらに、市立保育施設において児童数が極めて少なくなる「少人数保育」の進行は、子ども同士が関わり合いながら社会性や協調性を育む集団保育の機能を低下させ、日常的な協同活動の制限や小学校入学時の不適應を招くおそれがあるなど、教育・保育環境の質の確保の面からも課題と考えられる。

また近年では、保育士養成校において定員割れが起こるなど、保育士の安定的な確保が見通しにくい状況となっている。

一方、令和7年3月に策定した「富山市こども計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）においては、教育・保育の総量は確保できると見込んでいるものの、医療的ケア児や障害児等の受入体制の整備、さらには「こども誰でも通園制度」の実施など、子どもや家庭の状況に応じた多様な保育サービスへの需要は高まっており、これらの多様化するニーズへの適切な対応が求められている。

こうしたことから、本市では、市町村合併以降27か所の市立保育施設を民営化することで、民間ならではの柔軟な対応で延長保育や病児・病後児保育等のサービス向上を図ってきた。今後は、国の補助制度が活用できるという財政的な優位性を鑑みれば、とりわけ老朽化した市立保育施設の建替えにあたっては、民間の活力を最大限に活用しながら、施設環境の向上と多様な保育サービスの提供を図っていく必要があるものと考えられる。

限られた財政資源や保育人材の中で、これらの課題に対応しながら、将来にわたって安全・安心で質の高い教育・保育サービスを安定して提供するためには、量の確保にとどまらない「持続可能で質の高い保育の確保」が不可欠である。このため、将来的な保育需要の動向、施設の適正な配置、地域性等を総合的に勘案

した上で、私立保育施設も含めた包括的かつ計画的な再編や民営化を推進するため、本方針を策定するものである。

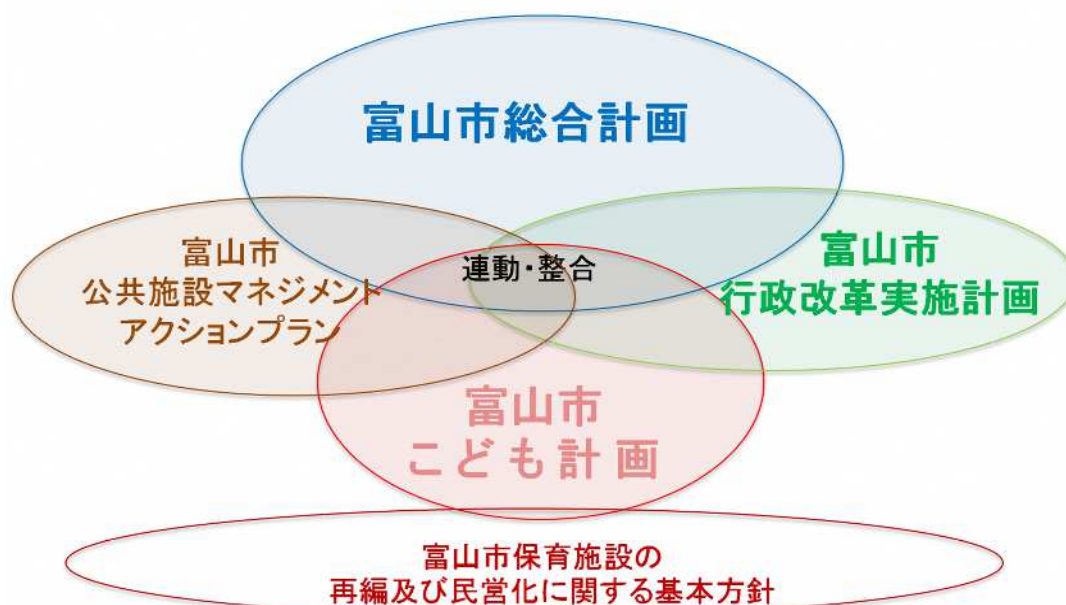
(2) 本方針の位置付け

本方針は、本市における行政運営の最上位計画である「第2次富山市総合計画 後期基本計画」、行財政の適正化を推進する「第5期富山市行政改革実施計画」、並びに戦略的に公共施設マネジメントを推進する「富山市公共施設マネジメントアクションプラン」との連動性と整合性を図るものである。

同時に、こども基本法の趣旨に則り策定した「富山市こども計画」に掲げる教育・保育事業の量の見込みと確保策を、安定的かつ継続的に達成するための基本方針として位置付けるものである。

また、本方針は、今後の少子化のさらなる進行状況や地域における教育・保育需要の動向、国制度の動向等の社会情勢の急激な変化に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行う。

「子どもの最善の利益」を考慮した 持続可能な都市経営



第2章 市立保育施設を取り巻く現状と課題

2. 1 老朽化する市立保育施設の現状

(1) 市立保育施設の児童数と残存耐用年数

本市が保有する市立保育施設は、昭和50年代の第二次ベビーブーム後に一斉に整備されたものが多く、建物の老朽化と児童数の減少という「二重の構造的リスク」に直面している。

次の図は、令和7年度と令和11年度における各市立保育施設の児童数と残存耐用年数を散布図で表したものである。



- < A > 児童数が 100 人以上・耐用年数を経過している：2 施設→1 施設
- < B > 児童数が 100 人未満・耐用年数を経過している：13 施設→21 施設
- < C > 児童数が 100 人以上・耐用年数が残っている：3 施設→3 施設
- < D > 児童数が 100 人未満・耐用年数が残っている：17 施設→10 施設

① 令和7年度の状況

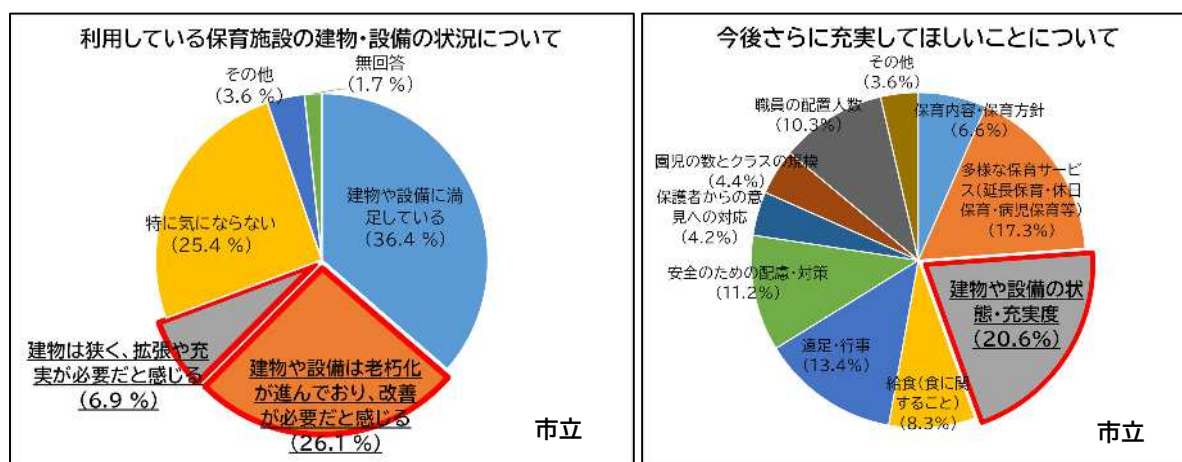
- ・全 35 施設のうち、過半数に迫る多くの施設 (15 施設) が、耐用年数を超過し、老朽化領域 (A・B) に位置している。

- ・現時点では一定の児童数を維持している施設（新庄、大久保など）もあるが、建物の物理的な限界が近づいている。

② 令和 11 年度（4 年後）における見込み

- ・今後 4 年間で少子化と老朽化が同時に進行することにより、いくつかの施設（13 施設→21 施設）がグラフの「B（児童数が 100 人未満で耐用年数が経過している領域）」へと移行する。
- ・利用児童数が 20 人（認可保育施設の最低定員基準¹）未満となる施設が令和 7 年度の 4 施設から 8 施設に増えると同時に、そのうち 5 施設が建物の耐用年数超過の状態となる見込みである。

令和 8 年 6 月に市内保育施設の利用児童の全保護者向けに実施した「保育環境に関するアンケート」においても、市立保育施設を利用する保護者の 26.1%が「建物や設備は老朽化が進んでおり、改善が必要だと感じる」と回答しており、充実してほしい点としても「建物や設備の状態・充実度（20.6%）」が最多の要望となっている。



（出典）「富山市の保育環境に関するアンケート調査（令和 8 年 6 月実施）」

本市では、これまで部分的な修繕により施設の安全性の確保に努めてきたが、今後は多くの施設において、建物の基礎や外壁といった躯体そのものに関わる大規模改修や建替えが必要となる見込みである。

一方で持続可能な都市経営の観点からも、適切な公共施設マネジメントを行う上で、今後の保育施設の整備にあたっては、対象施設の将来的な利用児童数の推移や費用対効果を考慮し、投資の適否を見極める必要がある。

¹「児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)」において、保育所は利用定員が 20 人以上の施設と規定されている。また、「保育所の設置認可等について(平成 12 年 3 月 30 日厚生労働省児童家庭局長通知)」において、保育所の定員は 20 人以上とされている。

(2) 施設面の課題

昭和 50 年代に整備された市立保育施設は、物理的な老朽化だけでなく、子どもの健康・安全、さらには現場で働く職員の労働環境において課題が生じている。

① 現代の保育ニーズ（乳児保育等）に対する課題

3～5 歳児の受け入れを想定した設計に対し、今の時代に求められている「0～2 歳児保育」に必要な設備を後付け対応してきたことにより、一部の保育施設では以下の課題が生じている。

<十分な保育スペースの確保>

乳児スペースを単にパーティションで区切ったものがあるほか、乳児保育に必要となる「調乳室」や「沐浴室」を後付け設置したことで、子どもの活動スペースが手狭になっている。

<プライバシー・衛生確保>

おむつ替え専用スペースやベッドが未整備なため、パーティション越しにおむつを替えざるを得ないなど、子どものプライバシー確保や衛生管理が、現場の工夫だけでは困難な状況となっている。

② 職場環境における課題

女性職員のみならず近年増加している男性職員も含め、多様な保育人材が安心して働き続けられる職場環境の確保において、以下の課題が生じている。

<職員用トイレの男女共用>

職員用トイレが「男女共用」となっている施設が多く、プライバシーへの配慮が不足しており、男女双方の職員にとって心理的な負担となっている。

<園児と職員のトイレスペースの共用>

「子どもと職員が同じトイレスペースを共用」している施設が存在しており、感染症予防（衛生管理）や、児童及び職員のプライバシー確保の観点において課題がある。

<保育スペースの確保に伴う関連設備の狭隘化>

乳児保育などに必要となるスペースを確保した結果、倉庫と休憩室を兼用するなど狭いスペースで業務にあたっている。また、保育業務の ICT 化により職員数に応じたパソコンを配備しているが、事務室が狭いため同時に利用することができないなど支障が生じている。

2. 2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

(1) これまでの児童数の推移

本市における就学前児童数は、昭和 40 年代後半の第二次ベビーブーム期をピークに長期にわたり減少傾向が続いている。

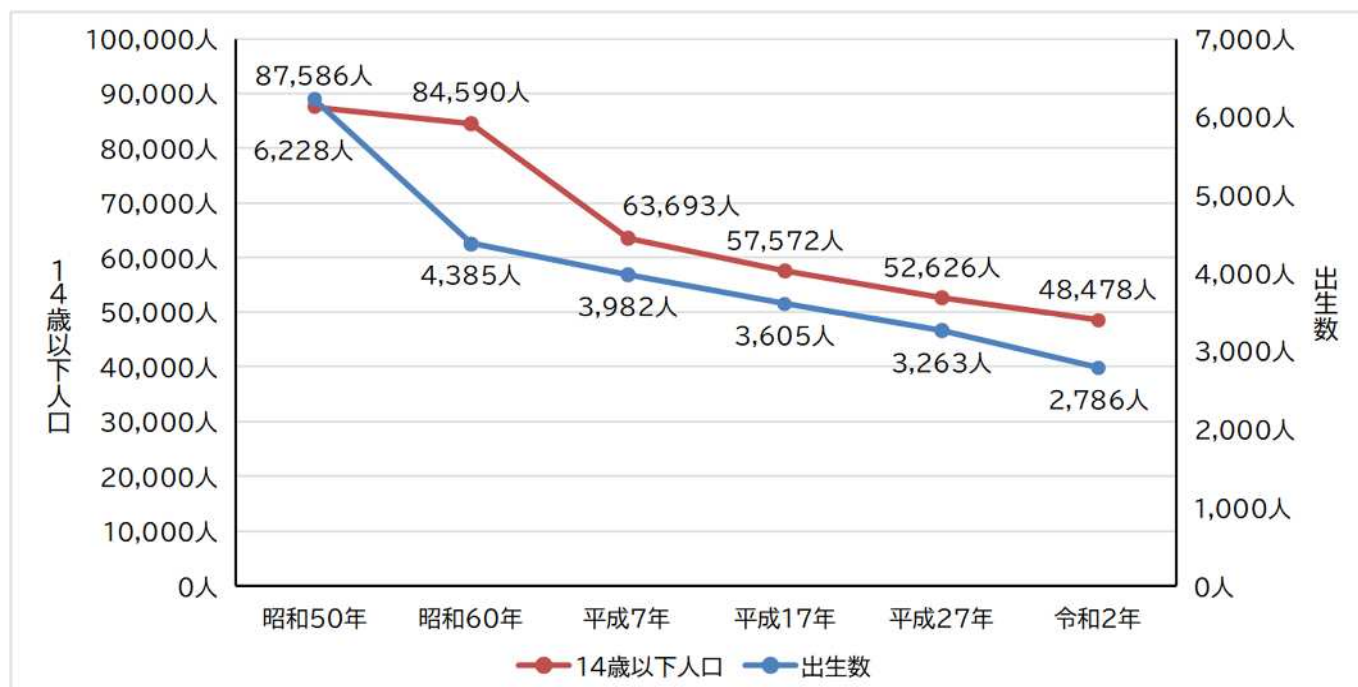
昭和 50 年当時、本市における 14 歳以下の年少人口は「87,586 人」を数えていた。当時は、この年少人口に含まれる就学前児童による保育需要（受け皿の不足）に対応するため、本市においても市立保育施設を中心とした施設の整備を行い、全体の定員枠を確保・維持してきた経緯がある。

しかし、令和 2 年の年少人口は「48,478 人」と、昭和 50 年当時と比較して約 4 万人が減少している。

このように、子どもの絶対数がおおよそ半減する中、本市においては、これまでも市立保育施設の段階的な再編や、実情に応じた定員規模の見直しを計画的に進めてきた。

しかしながら、近年の急激な少子化の進行によって利用児童数が著しく少ない保育施設が複数生じるなど、施設（規模・数）と利用児童数との間の乖離が顕在化している。

富山市の出生数と年少人口（14 歳以下）の推移



(出典) 国勢調査、富山県人口動態統計（保健統計）

※平成 17 年以前は、富山市を構成する旧市町村の合計値

(2) 市立保育施設の定員充足状況

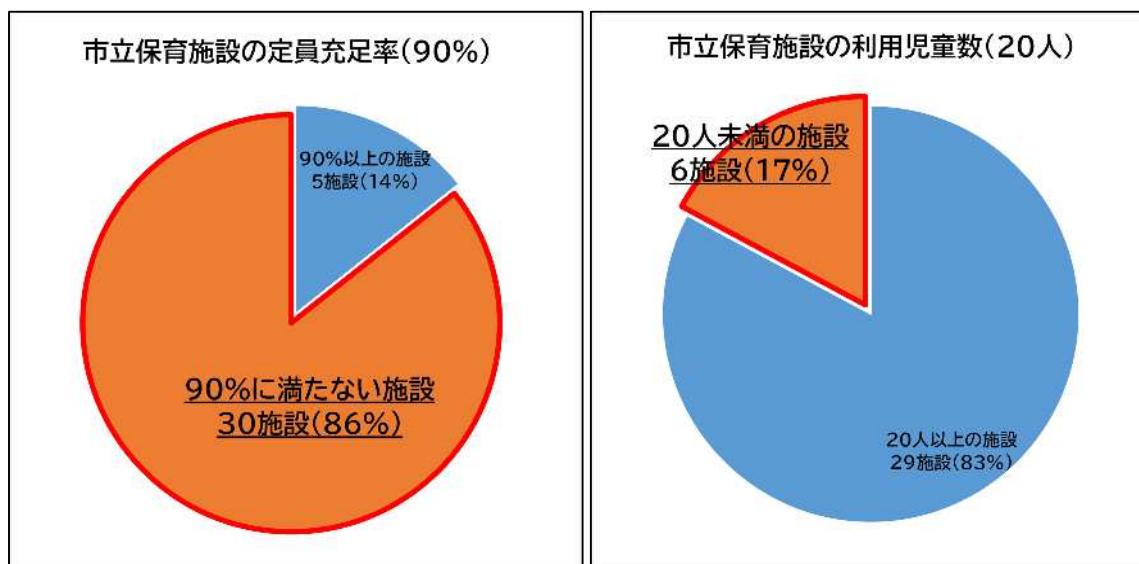
就学前児童数の長期的な減少に伴い、定員を見直してはいるものの、市立保育施設における定員充足率（定員に対する利用児童数の割合）は低下傾向にあり、令和8年4月における市立保育施設（全35施設）の定員充足状況は次のとおりである。

具体的には、定員充足率が90%以上の施設は5施設（約14%）にとどまる一方、90%に満たない施設は30施設（約86%）と、市立保育施設の約9割において定員を大きく下回る状況となっている。

さらにこのうち、定員充足率が70%に満たない施設は11施設（約31%）存在しており、施設の定員（受け入れ能力）と実際の利用児童数との乖離が大きくなっている。

加えて、「利用児童数が20人以下」の施設が6施設（全体の約17%）存在する。

市立保育施設の定員充足率及び利用児童数20人未満の施設数（令和8年4月時点）



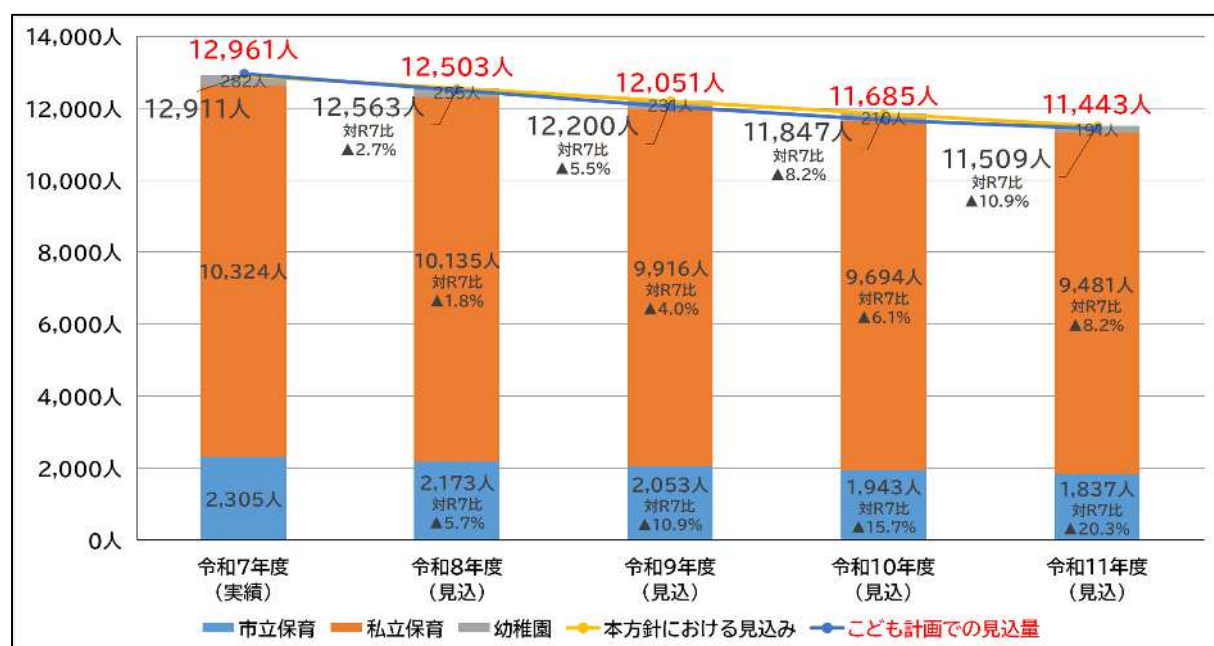
(3) 保育施設利用児童数の見込み（令和8年度～令和11年度）

就学前児童数の減少に伴う保育施設の利用児童数の減少傾向は今後も継続することが見込まれる。

本方針の策定にあたり、「富山市こども計画」の計画期間である令和11年度までの今後4年間における保育施設利用児童数の見込みを推計した結果は、次のとおりである。（施設別の内訳は＜別紙＞参照）

保育施設利用児童数の見込み（令和8年度～令和11年度）

※各年度末時点の児童数



① 保育施設利用児童数の中長期的な減少

本方針における推計では、今後4年間で、私立等を含む市全体の保育施設利用児童数は約10.9%の減少が見込まれる。一方で、市立保育施設における利用児童数は、それを大きく上回る「約20.3%の急激な減少」となる見込みである。

なお、この推計値は、令和7年3月に策定した「富山市こども計画」における需要量と概ね同水準で推移しているものの、直近の実績（令和7年度末時点の利用児童数）においては、こども計画の想定を下回っていたことから、今後の保育需要の縮小には留意が必要である。

② 利用児童数が20人を下回る市立保育施設の増加

（2）において、国の認可最低定員基準（原則20人以上）を下回る「利用児童数20人未満」の施設が令和8年度時点で6施設存在していることを示したが、このような少人数保育施設は令和11年度までの間にさらに増加し、8施設になると見込まれる。

（4）少人数保育の課題

利用児童数が少ない「少人数保育」は、児童一人ひとりに寄り添ったアットホームな保育ができる一方、規模の大きな保育施設と比べ、集団生活で得られる社会性を育む機会が限られるなど、子どもの成長環境や日々の運営において、次のような課題が生じている。

① 発達・教育環境における課題

国の「保育所保育指針（平成 30 年 4 月改定）」では、幼児教育の積極的な位置付けとともに、小学校入学に向けて幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり等）が示されている（下記参考のとおり）。しかし、「少人数保育」の環境では、これらを育むための「集団生活を通じた体験」に制約が生じる。

<発達段階に応じた協同体験の不足>

毎回の勝敗が偏るためルールのあるゲームを楽しめなかったり、自分の思いを伝え相手の思いを受け入れるといった、年齢に応じた「ごっこ遊び」等の協同活動を経験しにくい。

<集団活動（行事）の制限>

運動会での対抗競技や発表会での合奏・劇などの演目が制限され、子どもの個性や成長を促す多様なカリキュラムや表現活動を取り入れることが困難となる。

<進学時の心理的ストレス>

少人数での生活に慣れすぎてしまうことで、小学校への入学時など大人数の集団生活に直面した際、大きな心理的ストレスや不適応を感じるおそれがある。

（参考）「保育所保育指針」より抜粋

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

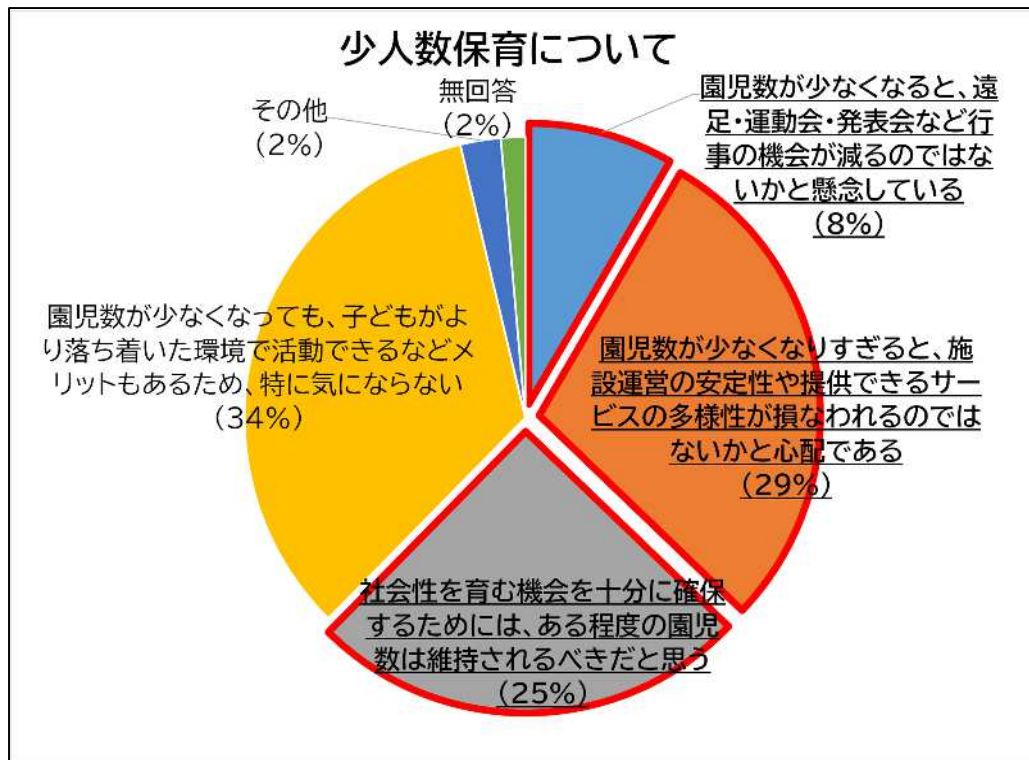
(ウ) 内容の取扱い

② 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにすること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。

こうした懸念は、「保育環境に関するアンケート」にも現れており、保護者の半数以上（62％）が「園児数の減少による行事機会の減が心配（8％）」、「過度な小規模化により運営の安定性や多様性が損なわれるのが心配（29％）」、「社会性を育むためある程度の園児数は維持されるべき（25％）」と回答している。



（出典）「富山市の保育環境に関するアンケート調査（令和8年6月実施）」

② 運営面における課題

利用児童数が少ない施設においては、配置基準を満たした上での限られた職員体制で日々の運営を維持せざるを得ず、現場の労務環境やサービス提供、施設維持において以下のような課題が生じている。

<配置基準による職員での多様な保育（延長保育等）への対応>

国の基準を満たす最小限の人員配置では、突発的な欠員対応や配慮が必要な児童への個別対応に加え、「延長保育」や「病児・病後児保育」などの多様な保育サービスを安全に提供するための対応が難しいことから、基準以上に保育士等の配置が必要となっている。

<保護者負担の増加>

保護者会費等で賄う遠足などの行事において、利用児童数の減少により交通費（ジャンボタクシー利用等）の1人あたり負担額が増加するなど、大規模な保育施設と比べ負担が大きくなっている場合がある。

<食材調達と業務用厨房設備の維持>

給食用食材の納入業者から「発注量が極めて少ない上に、遠方への配達業務が重い負担になっている」との申し出があがっており、今後、少人数保育施設に対する食材の安定的な確保・流通ルートを維持することが困難になる懸念が生じている。また、利用児童数が著しく少数であっても、業務用厨房設備の維持管理や修繕コストは一律に発生するため、効率的な財政運営の観点からも課題と考えられる。

2. 3 限られた保育人材の適正な配置

(1) 保育士の有効求人倍率と市職員採用応募状況

保育士不足は全国的に深刻な社会問題となっており、本市においても例外ではなく、必要な保育士の安定的確保と適正な人員配置は、課題と考えている。

保育人材が減少し、保育士の安定的・継続的な確保が厳しくなる中、少人数保育施設や定員を大きく下回る保育施設をこのまま維持し続けることで、市全体の安全な保育体制を将来にわたって確保していくために必要な人材確保が困難となることが想定される。

今後は、公私全体の中で、限られた貴重な保育人材を適正かつ効果的に配分し、安定した保育環境を維持するため、施設配置の適正化（集約化）を検討する必要がある。

① 富山県の状況

令和8年4月時点の富山県における保育士有効求人倍率は、全国平均の2.54倍を上回る「2.66倍」に達しており、公私問わず厳しい状況となっている。

② 本市採用試験における受験者数の減少

全国的な保育士不足を背景に、本市の保育士の採用試験受験者（申込者）数は、令和元年度の58人から令和8年度には27人と「半数以下」に減少しており、少子化の中においても保育人材の確実で継続的な採用は見通せない状況にある。

(2) 国の配置基準見直しへ対応するための課題

国（こども家庭庁）が令和6年度から施行している「1歳児（5：1）」および「4・5歳児（25：1）」への手厚い新配置基準について、経過措置（猶予期間）から完全義務化への移行が進む中、限られた保育人材でこの新たな基準を維持し続けることが今後の本市における課題となっている。

第3章 保育施設の再編及び民営化に関する基本方針

第2章において述べた「老朽化する市立保育施設の現状」や「児童数の減少に伴う集団保育の困難化」、さらには「限られた保育人材の適正な配置」といった、本市が直面する現状と課題がある中であっても、本市としては、将来にわたって子どもたちに安全・安心で質の高い教育・保育サービスを安定的に提供していく責務がある。

限られた財政資源の中で貴重な保育人材を市内全域へ効果的かつ適正に再配置し、次世代へ持続可能で質の高い保育環境を引き継いでいくため、本市における市立及び私立保育施設のあり方について、次のとおり基本方針を定め、計画的かつ段階的に適正配置（再編・民営化）を推進する。

3. 1 市立保育施設が担う役割と機能

私立保育施設は、充実した特別保育などに対応しているが、すべての保育施設を民間に任せるのではなく、富山市における適正な保育環境を確保する面からも市立保育施設を一定程度運営していく必要がある。

（1）市全体の「保育の質の向上」に必要となる市立保育施設

市では、私立も含めたすべての保育施設の監査や指導を行っており、その中において市として保育行政に関するレベルの維持向上が求められている。そのためにも、自らが社会情勢に応じた保育現場のあり方や状況を把握し、実践していくことが重要であり、一定程度の市立保育施設を運営していくことが必要である。

また、市立保育施設の保育現場において得られた知見を市内全ての保育施設に共有することで市全体の「保育の質の向上」を図っていかなければならない。

（2）地域福祉の観点を重視した保育サービスの提供

子どもたちへの適切な保育を考慮したうえで、児童数が少なく私立保育施設では安定的運営が困難な地域における保育環境を提供する。

また、私立保育施設において、経営上、人的、設備の面などから特別な配慮を必要とする児童の受入れや対応が難しい場合に、地域福祉を確保するため市立保育施設で保育サービスを提供する。

3. 2 市立保育施設の適正配置に向けた方向性

前述した「市立保育施設が担う役割と機能」を前提とし、かつ子どもたちに健全な集団保育環境を確保するため、少人数化が進行する地域等においては、以下の基準やパターンに基づき、計画的な再編（集約化）を推進する。

（1）再編（集約化）を検討する保育規模と流れ

利用児童数の減少や施設の老朽化が著しく、単独での存続や現地建て替えが困難な施設については、近隣の受け皿となり得る施設への再編を検討する。

再編を検討する保育規模は次のとおりとする。

- I 年度当初の在籍児童数が3年連続して20人（認可保育施設の最低定員基準）未満となった時点で、再編の対象施設とする。

*再編の決定にあたっては、地域の保育施設の状況や保護者等の意見を勘案し慎重に判断する。

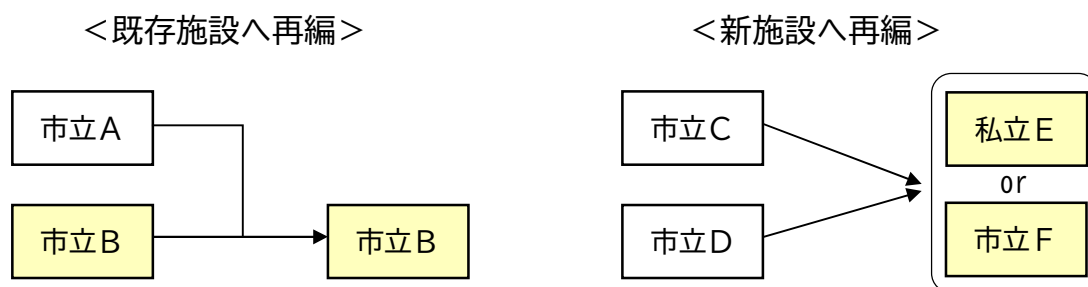
- II 再編が決定した場合は、その翌年度からの新規募集の停止を検討する。

- III 年度当初の在籍児童数が5人以下（過去の事例に準拠）となった場合は、当該年度末をもって休所することを検討する。

（2）再編手法

① 「市立」と「市立」の統合

定員充足率の低下や老朽化が重なる近隣の複数市立保育施設を、良好な集団保育環境を確保するために統合し、一方の施設へ集約する、あるいは新しい統合施設へと再編する。



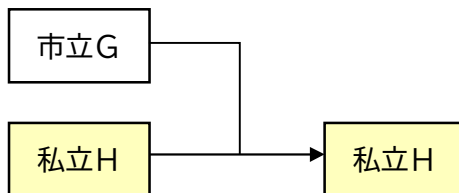
② 「市立」と「私立」、または「私立」と「私立」の統合

これまで本市が実施してきた「施設ごとの民間移管」のみならず、市立保育施設の児童を受け入れられる「近隣の私立保育施設への集約」や「私立施設同士の集約化」についても推進する。

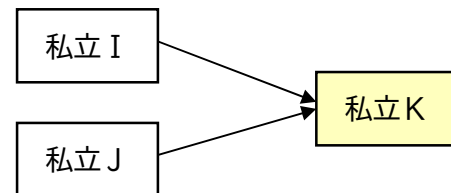
児童を近隣の私立保育施設へと円滑に移行していくことは、定員割れのおそれに直面する私立保育施設の利用児童数（定員充足率）を回復させて経営の安定化を支援するだけでなく、子どもたちに対しても「適切な集団保育環境」を確保することに繋がる。

なお、統合に伴い増築・改築・修繕を要する場合に市から民間事業者に交付する「施設整備補助金」については、地域の適正配置に資する集約化を伴う事業として優先的に交付することとしており、民間活力を活用した再編も推進していく。

<既存施設（私立）へ再編>



<新施設へ再編>



3. 3 市立保育施設の民営化のさらなる推進

(1) これまでの民営化の状況と成果

本市においては、平成 17 年度以降、これまでに 27 か所の市立保育施設の民営化を計画的に実施（令和 8 年現在の市立の割合：29.1%）しており、以下のような成果を上げてきた。

① 多様な保育ニーズへの対応

民間事業者の柔軟かつ迅速な経営ノウハウにより、市立では実施が難しかった「延長保育」や「休日保育」、「病児・病後児保育（体調不良児対応型）」などの多様な保育サービスが実現し、保護者の就労環境の多様化に対応できる体制が整ってきた。

保育サービス	平成19年		令和8年	
延長保育	62 施設	市立:32 施設	93 施設	市立:19 施設
		私立:30 施設		私立:74 施設
休日保育	16 施設	市立: -	40 施設	市立: -
		私立:16 施設		私立:40 施設
病児・病後児保育 (体調不良児対応型)	6施設	市立: -	61 施設	市立:5施設
		私立:6施設		私立:56 施設

② 特色ある教育・保育カリキュラムの導入

私立保育施設では、幼児期からの英語教育や体操・リトミック、音楽指導、登山活動や菜園活動などの自然活動など、各運営事業者の専門性と個性を生かした多様なプログラムが導入され、子どもたちの豊かな社会性と感性を育む選択肢が拡大した。

③ 行財政運営の効率化と持続可能性の確保

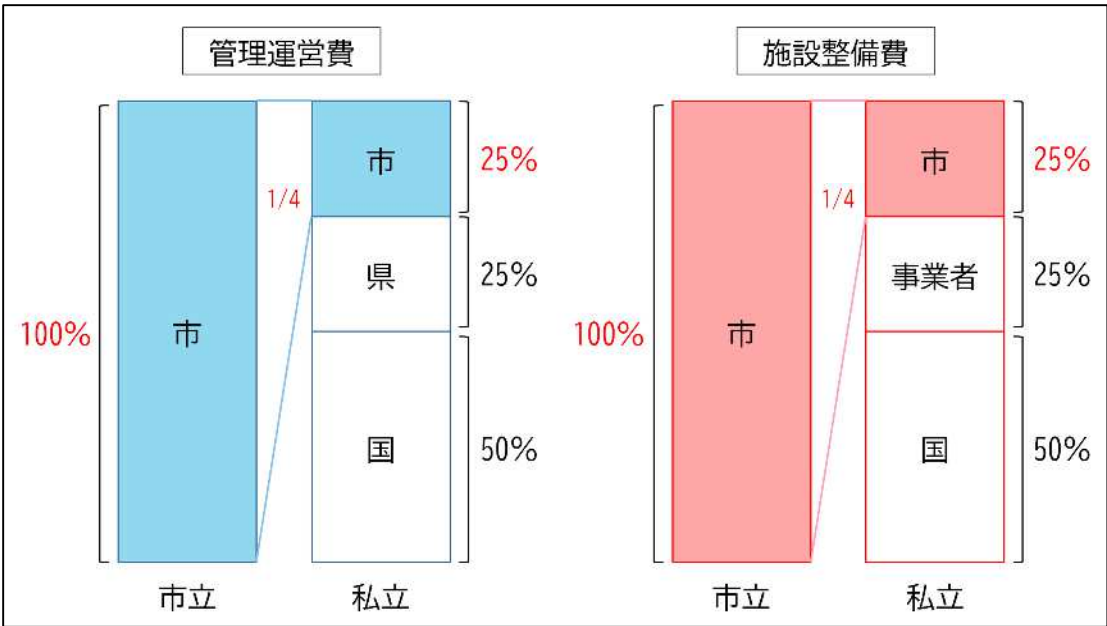
27 施設の民営化により、施設維持管理費や人件費などの市の財政負担が減少し、本市全体の健全な行財政運営に寄与してきた。

(2) 公私の保育施設における市の財政負担の違い

本市における持続可能な行財政運営の確保のため、限られた予算を効率的かつ効果的に配分することが重要である。本市における保育施設に対する財務構造として、市立保育施設の管理運営経費は全額が市の負担（普通交付税による一定の財源措置はあり）となる一方、私立においては国・県の補助金が活用されるため、市が補助金（施設型給付費等）として直接的に負担する割合は全体の約 25%に抑

制される仕組みとなっている。

市立と私立保育施設の財源イメージ



富山市における令和7年度決算ベースの状況は、次のとおりとなっている。

保育施設の管理運営に対する市の財政負担比較（市立・私立）（単位：箇所・人・円）

	施設数	児童数	市決算額	財源内訳			市負担額	1施設あたり市負担額	児童1人あたり市負担額
				国	県	保育料等			
市立	35	2,229	44.5 億	－	－	3.4 億	41.1 億	1.2 億	180 万
私立	85	9,345	130.7 億	65.2 億	29.8 億	－	35.7 億	0.4 億	40 万
公私之差								0.8 億	140 万

令和7年度決算ベースでは、市立と私立の1施設あたりの市の財政負担額の差額は、年間約0.8億円となっている。これを本市がこれまで実施してきた27施設の民営化実績で換算すると年間約21.6億円となる。

民営化による財政効果（単年度）＝0.8億円×27施設＝21.6億円

(3) 今後の民営化の方針

3. 1において述べた市として管理運営すべき保育施設を除き、民営化が可能なものについては今後も民営化を推進する。

なお、民営化にあたっては当面の間、これまでどおり市有地を無償貸付することにより民間事業者の安定的な保育サービスの提供を支援することとする。

① 市立保育施設の無償譲渡による民営化（従来手法）

- ・将来にわたって安定的な継続運営が見込まれる市立保育施設については、引き続き民営化を推進し、サービスの拡充を図る。
- ・民間への移管にあたっては、各事業者の柔軟な運営ノウハウを生かし、保護者ニーズの高い延長・休日・病児保育の充実や、特色ある専門保育（英語・体操等）の導入等により、保育環境のソフト面の質的向上を図る。

② 建替えの場合に施設整備から民間事業者が行う民営化（新たな手法）

- ・市が新施設を整備（または大規模改修）して引き継ぐ従来の「公設民営方式」に限定することなく、民間事業者による施設整備には国の補助金等が活用できる特性を生かし、老朽化や再編により建て替えが必要な施設については、引受法人が「施設整備」と「運営」を一体的に担う「民設民営方式」といった新たな民営化手法の導入を推進する。
- ・本手法の導入により、市の初期投資（財政負担）を大幅に抑制しつつ、引受法人が自らの保育方針や教育カリキュラム等に合わせて、園舎のデザインや内装、園庭などを自由かつ柔軟に設計することで、魅力あふれる保育環境（ハード面）を地域の子どもたちへ提供できるよう努める。
- ・令和8年6月に市内の保育施設運営法人を対象に実施した「民営化等に関するアンケート」においても、「引受法人が新施設を整備し運営する（10法人：22%）」、「引受法人が既存施設を改修し運営する（5法人：11%）」など、施設整備と運営を一体的に行う手法に対して前向きな回答が全体の約3分の1を占めており、新たな手法による民営化の需要があることが確認された。今後は、本市としても補助制度の充実等を通じて、民間活力による積極的かつ主体的な民営化を支援する仕組みを検討していく。

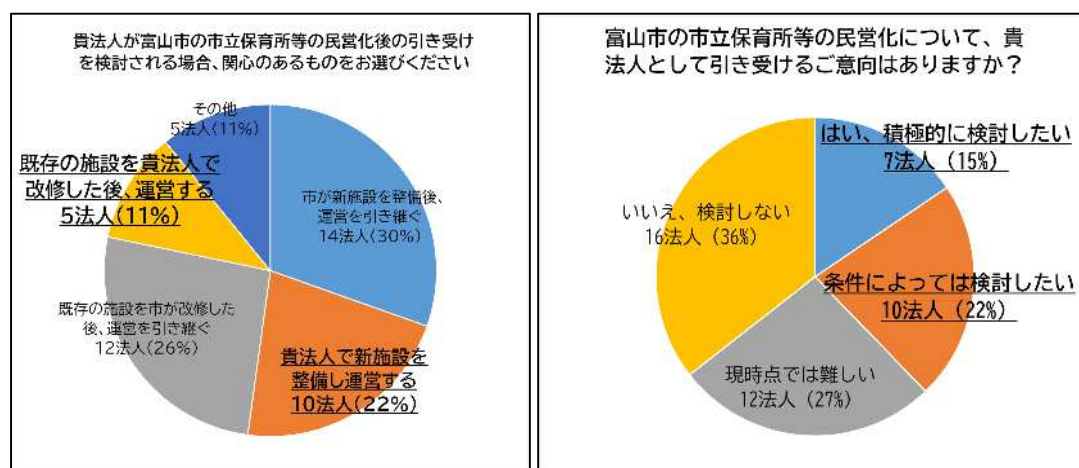
③ 市立保育施設の再編における受け皿としての民営化

- ・地域における持続可能な保育サービスの提供のため、児童数の減少による保育の量の調整については、本市が市立保育施設の再編を行うことで対応する。これにより、受け皿となる近隣の私立保育施設へ児童を円滑に移行させ、民

間事業者の健全な経営に必要な児童数を確保し、地域全体の保育提供体制の維持を図る。

④ 現状に即した「民営化対象保育所等選定基準」の見直し

- ・本市の「民営化対象保育所等選定基準」は、これまでも見直しは行ってきてはいるものの、基本的に保育需要の増加を前提とした基準となっており少子化に伴う保育需要が減少している今日の社会情勢とは相違があることから、今後は時代に合わせた見直しを検討する。
- ・「民営化等に関するアンケート」の結果では、全体の37%（17法人）が民営化の引き受けに対して前向きな意向を示していることから、民間事業者がより参入しやすくなるよう、建物の残存年数や定員規模要件といった従来の基準について、地域の保育の実情に応じた緩和や弾力的な運用の導入を検討する必要がある。



（出典）「富山市立保育所等民営化等に関するアンケート（令和8年6月実施）」

保育施設利用児童数の見込み(令和8年度～令和11年度)

・令和3年度～令和7年度の実績を用いて、令和8年度～令和11年度の利用児童数を推計したもの。
 ・各年度の児童数は年度末時点
 ・ ・・・児童数が20人未満となる施設・年度

(1)保育施設別

NO	施設名	構造	建築年	エリア	令和7年度 (実績)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
1	清水	RC	S63	中央	80	74	68	63	58
2	愛宕	RC	R2	中央	91	88	85	82	79
3	雲雀ヶ丘	RC	S45	中央	70	65	61	57	53
4	柳町	RC	S45	中央	84	81	78	75	72
5	稲荷元町	RC	S49	中央	91	88	85	82	79
6	岩瀬	RC	S45	北部	86	84	82	80	78
7	浜黒崎	W	H19	北部	58	55	52	49	46
8	双葉	RC	S56	和合	43	43	43	43	43
9	和合	RC	S50	和合	45	50	56	62	66
10	老田	RC	S60	呉羽	55	48	42	37	32
11	長岡	RC	S51	呉羽	46	42	38	34	31
12	呉羽	RC	R3	呉羽	162	157	152	147	142
13	寒江	RC	S59	呉羽	27	24	22	20	18
14	古沢	RC	S63	呉羽	36	32	29	26	23
15	池多	RC	S57	呉羽	14	12	10	8	7
16	月岡	RC	S50	南部	62	54	47	41	36
17	新保なかよし	RC	H24	南部	158	158	158	158	158
18	新庄	RC	S47	東部	119	113	107	101	95
19	太田	W	H10	東部	64	60	56	52	48
20	三郷	W	H12	水橋	60	57	54	51	48
21	上条	W	H8	水橋	46	44	42	40	38
22	水橋西部	RC	S59	水橋	48	45	42	39	36
23	水橋東部	W	H8	水橋	26	24	22	20	18
24	大沢野西部	RC	S53	大沢野・細入	47	39	32	26	21
25	船峠	RC	S55	大沢野・細入	22	16	12	9	6
26	大久保	W	H14	大沢野・細入	211	204	197	191	185
27	ほそいり	W	H22	大沢野・細入	14	10	7	5	3
28	大山中央	RC	H3	大山	21	19	17	15	13
29	八尾	RC	H14	八尾・山田	31	28	25	23	21
30	福島	RC	H29	八尾・山田	62	57	53	49	45
31	山田	RC	S54	八尾・山田	14	11	8	6	4
32	朝日	RC	S58	婦中	42	37	33	29	26
33	古里	W	H6	婦中	74	70	66	62	58
34	音川	W	H17	婦中	16	13	10	8	6
35	みやの	RC	R5	婦中	180	171	162	153	145
合 計					2,305	2,173	2,053	1,943	1,837

(2)エリア別

NO	エリア		令和7年度 (実績)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
1	中央	児童数	416	396	377	359	341
		対R7比	－	▲5%	▲9%	▲14%	▲18%
2	北部	児童数	144	139	134	129	124
		対R7比	－	▲3%	▲7%	▲10%	▲14%
3	和合	児童数	88	93	99	105	109
		対R7比	－	6%	13%	19%	24%
4	呉羽	児童数	340	315	293	272	253
		対R7比	－	▲7%	▲14%	▲20%	▲26%
5	南部	児童数	220	212	205	199	194
		対R7比	－	▲4%	▲7%	▲10%	▲12%
6	東部	児童数	183	173	163	153	143
		対R7比	－	▲5%	▲11%	▲16%	▲22%
7	水橋	児童数	180	170	160	150	140
		対R7比	－	▲6%	▲11%	▲17%	▲22%
8	大沢野・細入	児童数	294	269	248	231	215
		対R7比	－	▲9%	▲16%	▲21%	▲27%
9	大山	児童数	21	19	17	15	13
		対R7比	－	▲10%	▲19%	▲29%	▲38%
10	八尾・山田	児童数	107	96	86	78	70
		対R7比	－	▲10%	▲20%	▲27%	▲35%
11	婦中	児童数	312	291	271	252	235
		対R7比	－	▲7%	▲13%	▲19%	▲25%
合 計		児童数	2,305	2,173	2,053	1,943	1,837
		対R7比	－	▲6%	▲11%	▲16%	▲20%